

令和 3 年 2 月 4 日

指定管理者 各位

名古屋市観光文化交流局長

緊急事態宣言の期間延長に伴う文化施設における対応について

愛知県に対する緊急事態宣言の期間が延長されたことを受け、本市所管の文化施設における対応を、本通知以降、以下のとおり変更します。

指定管理者におかれましては、「文化施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和 2 年 11 月 27 日改訂。以下、「当室ガイドライン」という。）に則した感染防止策の徹底が図られるよう、適切なお対応を改めてお願い申し上げます。

なお、国・愛知県並びに本市の新たな方針が示された場合等は、再度対応を整理することとします。

1 「催物の開催制限」及び「施設の使用制限」

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 3 年 2 月 2 日変更 新型コロナウイルス感染症対策本部）」に基づき、「緊急事態宣言に伴う文化施設における対応について（令和 3 年 1 月 14 日 名古屋市観光文化交流局長。以下、「1 月 14 日付通知」という。）」で通知した「催物の開催制限」及び「施設の使用制限」について、対象期間を延長します。

(1) 対象期間

現在の期間：令和 3 年 1 月 18 日から 2 月 7 日まで

延長期間：令和 3 年 2 月 8 日から 3 月 7 日まで

(2) 催物開催の目安（1 月 14 日付通知から変更なし）

- ・屋内であれば 5,000 人以下、かつ収容定員の 50%以内の参加人数にすること
- ・屋外であれば 5,000 人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ 2m）

なお、催物開催に当たっては、当室ガイドライン別紙 2 「イベント開催時の必要な感染防止策」に留意するよう促すとともに、業種別ガイドラインの徹底や、催し物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、公演主催者に対し、開催について慎重に判断するよう求めることとします。

(3) 施設利用時間の短縮（1 月 14 日付通知から変更なし）

利用時間が 20 時までとなるよう、公演主催者へ丁寧の説明・依頼してください。

(4) 施設の受付時間（1月14日付通知から変更なし）

施設名	受付時間
名古屋市公会堂	午前9時～午後8時
名古屋市民会館	午前9時～午後8時
名古屋市芸術創造センター	午前9時～午後8時
名古屋市青少年文化センター	午前9時～午後8時
名古屋市文化小劇場（熱田文化小劇場を除く）	午前9時～午後8時
名古屋市熱田文化小劇場	午前9時～午後5時
名古屋市民ギャラリー栄	午前9時30分～午後5時
名古屋市民ギャラリー矢田	午前9時～午後5時
名古屋市演劇練習館	午前9時30分～午後8時
名古屋市音楽プラザ	午前9時～午後8時
名古屋市短歌会館	午前9時～午後8時
名古屋市東山荘	午前9時～午後4時30分
名古屋市能楽堂	午前9時～午後5時

(5) 留意事項

令和3年2月8日から3月7日までの利用については、チケット販売時期等を踏まえ、別紙「留意事項」のとおり対応してください。

2 その他

本通知の対応について、ウェブサイトへの掲載など、利用者へ適切に周知していただきますようお願いします。

<留意事項> 令和3年2月8日から3月7日までの利用分について

		2月8日	利用日 ～3月7日
既 利 用 受 付 分	2月8日までに チケット販売を開始した又は 開始する催物	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">チケット販売開始</div> ↓ 当初予定していた枚数まで販売可能 (キャンセル不要)	20時までの利用を働きかけ (20時までの利用が望ましいが、 20時以降の利用でも許容) ・ 収容定員の50%まで販売可能 ・ 2月8日までに、販売枚数が収容定員の 50%を超えている場合は、新規販売を中止 ・ 既に販売した分は、収容定員の50%を超えて いてもキャンセル不要
	2月8日以降に チケット販売を開始する催物	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">チケット販売開始</div> ↓	20時までの利用を働きかけ 収容定員の50%まで販売可能
新規利用			20時までの利用 収容定員の50%までの利用